解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

香川県仲多度郡まんのう町大口二七八番地

正法寺

清算人　香川　正修

解散公告（第三回）

当党は、平成二十七年四月三十日次世代の党との合併により解散いたしましたので、当党に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都千代田区紀尾井町三番地三三

太陽の党

清算人　園田　博之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年五月十二日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都府中市本宿町二丁目八番地の一

国立市下新田土地区画整理組合

代表清算人　西野　利夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月三十日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

滋賀県甲賀市甲南町寺庄九九三番地七

甲南町寺庄駅周辺土地区画整理組合

代表清算人　森嶋　克巳

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月二十七日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

滋賀県草津市追分町一六六三番地

草津市追分丸尾土地区画整理組合

清算人代表　井塚　秀明

配当公告

岡山市北区表町三丁目五番一九号

破産者　イソーラブティック株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年(フ)第六十一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三一、九二九、三二六円

一、配当することのできる金額

金三五、六三八、五二六円

平成二十七年五月二十一日

岡山市北区南方一丁目二番二四号　安田寛

法律事務所

破産管財人　安田　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区もみじ台南三丁目六番、最後の住所札幌市厚別区もみじ台南三丁目六番二号　被相続人　亡　野上　吉春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

札幌市中央区南二条西一〇丁目一番地四第2サントービル四階藤田・荒木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村本　耕大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市内郷高野町沢三六番地、最後の住所福島県いわき市内郷高野沢三六番地　被相続人　亡　髙萩　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

福島県いわき市平字大工町六番地の一二

相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市猪倉三五〇七番地二三九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　早川清之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

栃木県宇都宮市小幡一―一―二七ＫＭＧビルディング小幡四階

相続財産管理人　弁護士　阿部　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡九十九里町粟生二一三三番地、最後の住所千葉県船橋市古和釜町四三〇番地一南生苑　被相続人　亡　坂田　恒一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階　牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県逗子市沼間一丁目六番、最後の住所東京都板橋区向原二丁目二七番一二号ホワイトパリス一〇一号　被相続人　亡　水門　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

事務所東京都千代田区二番町五番地麹町駅プラザ四〇二鮎京法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鮎京眞知子（登録姓　中西）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区江東橋三丁目四番地一、最後の住所東京都目黒区自由が丘一丁目一六番一八号　被相続人　亡　玉木　彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区豪徳寺二丁目一〇八一番地、最後の住所東京都世田谷区豪徳寺二丁目一〇番五号　被相続人　亡　櫻井　道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市田中字網ノ輪五七番地、最後の住所東京都目黒区平町二丁目二〇番五号平町ロイヤルパレス　被相続人　亡　村越　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市堀野新田三五三番地、最後の住所静岡県牧之原市西萩間六九五番地六相良清風園　被相続人　亡　植田　清二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十一日

静岡県藤枝市瀬戸新屋一六〇番地の三　岩山雅一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩山　雅一